

令和7年6月清須市議会定例会会議録

令和7年6月6日、令和7年6月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

1. 開会時間

午前9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部享
13番	岡山克彦	14番	林真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市長	永田純夫
市長	葛谷賢二
市教育長	天埜幸治

企画部長	岩田喜一
総務部長	林智雄
危機管理部長	飯田英晴
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長	丹羽久登
会計管理者	檜本雄介
教育育部長	石黒直人
監査委員事務局長	辻清岳
企画部次長兼人事秘書課長	岡田善紀
総務部次長兼財政課長	服部浩之
総務部次長兼財産管理課長	所邦治
危機管理部次長兼危機管理課長	舟橋監司
市民環境部次長兼保険年金課長	浅野英樹
市民環境部次長兼産業課長	梶浦庄治
健康福祉部次長兼児童保育課長	吉野厚之
健康福祉部次長兼健康推進課長	古川伊都子
建設部次長土木課長	前田敬春
教育部次長兼生涯学習課長	大沼賀敬
教育一部次長兼 学校給食センター管理事務所長	吉田剛
企画政策課長	神野満裕

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	後藤邦夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿島康浩
議事調査課主任	速水真由美

6. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 5 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 6 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて

日程第 7 議案第 33 号 清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

日程第 8 議案第 34 号 清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

日程第 9 議案第 35 号 動産の取得について

日程第 10 議案第 36 号 令和 7 年度清須市一般会計補正予算（第 1 号）案

日程第 11 議案第 37 号 令和 7 年度清須市水道事業会計補正予算（第 1 号）案

日程第 12 報告第 3 号 令和 6 年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 13 報告第 4 号 令和 6 年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書について

日程第 14 報告第 5 号 令和 6 年度清須市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 15 報告第 6 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 16 発議第 3 号 刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書
(案)

日程第 17 発議第 4 号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

(傍聴者 1 名)

(時に午前9時30分 開会)

議長（成田義之君）

皆さん、おはようございます。

令和7年6月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

本日、長谷川建設部長から欠席の届出が提出されています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元には配布のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、15番加藤議員、16番高橋議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月26日までの21日間と決定いたします。

日程第3、「諸般の報告」をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配布しております議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

つぎに、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社令和7年度事業計画及び予算書が、また、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年1月分から4月分までの現金出納の検査の結果について、それぞれ議会宛てに提出されておりますので、受理したことを報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第4、諮問第1号から日程第15、報告第6号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第4、諮問第1号から日程第6、諮問第3号までの3案件につきましては、人事案件でございますので、委員会付託を省略し、本日、採決したいと思います。

採決の方法は、人事案件ですので、起立ではなく簡易表決とし、採決に先立ち、質疑を行うことになります。

その後、日程第7、議案第33号から日程第11、議案第37号までの5案件につきましては担当部次長より内容の説明を受けますが、所管が連続している場合は一括して内容の説明を受けます。

日程第7、議案第33号から日程第11、議案第37号までの5案件につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は6月10日正午までに発言通告書を提出していただき、6月13日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

また、日程第12、報告第3号から日程第15、報告第6号までの4案件につきましては、報告案件ですので、担当部次長より内容の報告を受けるのみとします。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことにして決定いたします。

日程第4、諮問第1号から日程第15、報告第6号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

おはようございます。

本日は、令和7年6月清須市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙にもかかわらず御出席を賜りありがとうございます。

今定例会に提出いたします案件は、御配布いたしました市長提出議案等のとおり人権擁護委員の諮問3件、条例の一部改正案2件、動産の取得1件、一般会計等の補正予算案2件、令和6年度繰越計算書の報告4件でございます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を御説明申し上げます。

諮問第1号から第3号まで、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める」とつきましては、江口玲子氏、野呂千賀子氏及び平手ゆり子氏を人権擁護委員として引き続き推薦することについて、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、御配布をいたしましたそれぞれの諮問案の2ページ目に記載をいたしました。

議案第33号「清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、投票管理者及び投票立会人の従事時間に応じた報酬の額を定めるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号「清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案」につきましては、名古屋市の水道料金の改定に鑑み、市民の水道料金の均衡を保つ必要があることから、水道料金の改定等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号「動産の取得」につきましては、清須市役所庁舎什器を取得することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」につきましては、原材料の著しい価格上昇等に伴い、令和7年9月分から給食費の引上げ改定を行うとともに、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、小・中学校の給食費の引上げ分を公費で負担するほか、不登校から学校復帰する段階の児童・生徒等の支援を行うための校内教育支援センターを清洲小学校、新川中学校及び春日中学校に設置するなど、所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は8,732万4,000円を追加し、予算の総額は356億1,032万4,000円となります。

議案第37号「令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」につきましては、水道料金を改定するため、所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は528万円を追加し、予算の総額は3億4,200万2,000円となります。

報告第3号「令和6年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、令和7年度に繰り越した住民情報系システム管理事業を始め8事業の繰越明許費について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

繰越額は、1億6,286万8,348円でございます。

報告第4号「令和6年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書」につきましては、令和7年度に事故繰越しをした新清洲駅付近鉄道高架事業の予算について、地方自治法施行令の規定により、議会に報告するものでございます。

繰越額は、942万4,118円でございます。

報告第5号「令和6年度清須市水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和7年度に繰り越した重要給水施設配水管路耐震化事業の予算について、地方公営企業法の規定により、議会に報告するものでございます。

繰越額は、4,970万円でございます。

報告第6号「令和6年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、令和7年度に繰り越した汚水管渠（きょ）整備事業を始め4事業の予算について、地方公営企業法の規定により、議会に報告するものでございます。

繰越額は、9億5,448万6,000円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明をさせますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

議長（成田義之君）

日程第4、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて」、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

議長（成田義之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

諮問第1号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に江口玲子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認め、江口玲子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第5、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長（成田義之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

諮問第2号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に野呂千賀子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認め、野呂千賀子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第6、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるについて」、質疑を受けます。

質疑のある方の挙手を求めます。

(「なし」の声あり)

議長（成田義之君）

質疑はございませんので、質疑を終了し、採決を行います。

諮問第3号についてお諮りいたします。

人権擁護委員に平手ゆり子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認め、平手ゆり子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第7、議案第33号「清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

議案第33号を御説明します。

それでは、タブレットのmore NOTEの設定を2画面表示にしていただき、令和7年6月清須市議会定例会市長提出議案等の9ページと令和7年6月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の4ページを御覧ください。

まず議案等の9ページです。

議案第33号

清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、投票管理者及び投票立会人の従事時間に応じた報酬の額を定めるため必要があるからです。

10ページを御覧ください。

清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
清須市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の4ページを御覧ください。

三つ目の丸です。改正の内容は、別表の投票管理者及び投票立会人の報酬の額に、当日投票の従事時間が7時間以下、期日前投票の従事時間が6時間以下の場合、2分の1の額とする規定を

加えるものです。

なお、条例では、報酬額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に掲げる額と規定しております、説明資料には、参考として令和7年4月1日現在の額を記載しております。

議案の10ページにお戻りいただきまして、附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第33号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第8、議案第34号「清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案」について、建設部次長より内容の説明を求めます。

前田建設部次長。

< 建設部次長兼土木課長（前田敬春君）登壇 >

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

建設部次長、前田です。

議案第34号について御説明します。

市長提出議案等は11ページ、説明資料は5ページをお開きください。

議案第34号

清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、名古屋市の水道料金の改定に鑑み、市民の水道料金の均衡を保つため、水道料金の改定等を行う必要があるからです。

市長提出議案等の12ページをお開きください。

清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例案

清須市水道事業給水条例の一部を改正する条例

清須市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

内容につきましては、説明資料5ページにより説明します。

概要で、名古屋市の水道料金の改定に鑑み、市民の水道料金の均衡を保つため、水道料金の改

定等を行うものです。

別表第2、水道料金の改定内容は、基本料金の引上げ、従量料金の改定、基本水量の廃止及び従量料金の区分の追加、用途区分の統合について改定するものです。

附則です。

第1項、この条例は、令和7年9月1日から施行する。

第2項は、経過措置です。

議案第34号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第9、議案第35号「動産の取得について」及び日程第10、議案第36号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）案」の2案件について、総務部長より内容の説明を求める。林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

議案第35号及び第36号を続けて御説明します。

それでは、タブレットのm o r e N O T E の設定を1画面表示にしていただき、令和7年6月清須市議会定例会市長提出議案等の15ページを御覧ください。

議案第35号

動産の取得について

下記のとおり動産を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、取得する動産は、清須市役所庁舎什器
- 2、契約の方法は、事後審査型一般競争入札
- 3、契約の金額は、消費税込み1億4,795万円
- 4、契約の相手方は、株式会社清和ビジネス中部支店
- 5、納入期限は、（1）南館什器が令和7年11月15日、（2）西館什器が令和8年5月5日です。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

16ページを御覧ください。

物品購入入札結果報告です。

2段目の内容は、南館什器は議事堂と現在の3階の会議室等の机、椅子等、西館什器は各階の執務室のカウンターや打合せスペース等の机、椅子等です。

5段目の入札金額は1億3,450万円で、落札率は87.9%でした。

議案第35号の説明は、以上です。

つぎに、議案第36号について御説明します。

タブレットのmore NOTEの設定を1画面表示のまま、令和7年度一般会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第36号

令和7年度清須市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度清須市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,732万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ356億1,032万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

15款国庫支出金、補正額352万8,000円の増額、2項国庫補助金です。歳出事業に連動した障害者総合支援事業費補助金232万4,000円と生活困窮者就労準備支援事業費等補助金120万4,000円の増額です。

16款県支出金、補正額253万9,000円の増額、2項県補助金です。歳出事業に連動した校内教育支援センター支援員配置事業費補助金の新規計上です。

19款繰入金、補正額7,587万6,000円の増額、2項基金繰入金です。本補正予算で不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものです。

本補正後の財政調整基金現在高は、11億8,832万6,000円となります。

21款諸収入、538万1,000円の増額、5項雜入です。歳出事業に連動した災害派遣市町村職員給与等負担金59万4,000円の新規計上と令和7年9月からの給食費改定に伴う民生費雜入300万8,000円及び教育費雜入177万9,000円の増額です。

3ページを御覧ください。

歳出です。

2款総務費、補正額524万2,000円の増額、1項総務管理費です。主なものは、歳入で説明しました災害派遣市町村職員給与等負担金を財源とした能登半島地震で被災した石川県珠洲市へ職員を派遣することに伴う職員災害派遣費59万4,000円の新規計上です。

3款民生費、補正額616万5,000円の増額、2項児童福祉費と3項生活保護費です。主なものは、歳入で説明しました生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を財源とした生活保護事務費240万8,000円の増額です。

10款教育費、補正額7,591万7,000円の増額、1項教育総務費から3項中学校費までと6項保健体育費です。主なものは、清洲小学校、新川中学校及び春日中学校に不登校から学校復帰する段階の児童・生徒等の支援を行う校内教育支援センターを設置するための職員人件費及び小・中学校管理費の増額のほか、小・中学校及び幼稚園給食の原材料の著しい価格上昇等に伴う学校給食センター運営費の増額です。

なお、給食費は令和7年9月から改定しますが、小・中学校の児童・生徒の増額分については公費で負担します。

議案第36号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第11、議案第37号「令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）案」について、建設部次長より内容の説明を求めます。

前田建設部次長。

< 建設部次長兼土木課長（前田敬春君）登壇 >

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

建設部次長、前田です。

議案第37号について御説明します。

それでは、タブレットのmore NOTEの設定は1画面表示のままで、令和7年度水道事業

会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第37号

令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条は、総則です。令和7年度清須市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入です。令和7年度清須市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益、既決予算額2億3,268万1,000円、補正予定額として660万円を増額し、計2億3,928万1,000円。第1項営業収益、既決予定額2億760万3,000円、補正予定額として660万円を増額し、計2億1,420万3,000円。

第3条は、資本的支出です。予算第4条本文括弧書中「5,383万5,000円」を「5,911万5,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的支出、既決予定額1億115万円、補正予定額として528万円を増額し、計1億643万円。第1項水道施設費、既決予定額8,930万6,000円、補正予定額として528万円を増額し、計9,458万6,000円。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

続きまして、2ページを御覧ください。

令和7年度清須市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画です。

（1）収益的収入

第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益、補正予定額660万円の増額につきましては、水道料金改定に伴う給水収益の増額です。

（2）資本的支出

第1款資本的支出、第1項水道施設費、第2目固定資産購入費、補正予定額528万円の増額につきましては、水道料金改定に伴うソフトウェア購入費の増額です。

議案第37号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第12、報告第3号「令和6年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について」、総務部長より内容の説明を求めます。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

報告第3号について御説明します。

タブレットのm o r e NOTEの設定を1画面表示のまま、令和7年6月清須市議会定例会市長提出議案等の17ページを御覧ください。

報告第3号

令和6年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書について

翌年度（令和7年度）に繰り越した令和6年度清須市一般会計補正予算（第6号）第2表の繰越明許費及び令和6年度清須市一般会計補正予算（第7号）第2表の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

18ページを御覧ください。

令和6年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書

全部で8事業です。

2款総務費、1項総務管理費の住民情報系システム管理事業、翌年度繰越額1,089万円は、春日新橋西土地区画整理事業本換地対応業務において法務局からの土地所在地データの提供が遅れたため、財源は一般財源です。5月末で完了をしております。

3款民生費、1項社会福祉費の物価高騰緊急支援給付金事業、翌年度繰越額263万円は、給付金の支給に当たり、子ども加算の対象が令和7年7月31日までに出生した子どもとなっており、年度内の支給完了ができないため、財源は国庫支出金です。8月末の完了を予定しております。

6款農林水産業費、1項農業費の土地改良事業、翌年度繰越額1,560万円は、西牧・新田排水路改修事業において水路と民地の等価交換に係る権利者との調整に不測の日数を要したため、財源は一般財源です。翌年3月末の完了を予定しています。

用排水路整備事業、翌年度繰越額192万5,000円は、阿原宮前地区用排水路改修事業に係る設計業務において愛知県との調整に不測の日数を要したため、財源は一般財源です。6月

末の完了を予定しています。

8款土木費、2項道路橋梁費の道路維持補修事業、翌年度繰越額4,083万5,820円は、枇杷島陸橋架替関連事業において愛知県が実施する各占用者等との調整が遅れたこと、下河原地区道路新設事業において支障となる電柱の移設などに不測の日数を要したこと及び小田井地区用排水路改修事業において支障となる電柱の移設などに不測の日数を要したためで、財源は地方債と一般財源です。翌年1月末の完了を予定しています。

4項都市計画費の清洲駅前土地区画整理事業、翌年度繰越額60万円は、土地区画整理事業に伴う移転補償において権利者の移転先におけるライフライン整備に不測の日数を要したためで、財源は国庫支出金と一般財源です。9月末の完了を予定しています。

新清洲駅北土地区画整理事業、翌年度繰越額413万8,589円は、土地区画整理事業に伴う事業損失補償において権利者との交渉に不測の日数を要したためで、財源は一般財源です。9月末の完了を予定しています。

新清洲駅付近鉄道高架事業、翌年度繰越額8,624万8,939円は、鉄道高架整備事業において物件移転工事の遅れに伴い、埋蔵文化財発掘調査などが遅延したこと、西市場廻間線等整備事業において用地取得に係る権利者との交渉に不測の日数を要したこと及び下本町丸之内線等整備事業において関係機関との協議・調整に不測の日数を要したためで、財源は諸収入と一般財源です。翌年3月末の完了を予定しています。

一番下の合計欄を御覧ください。全8事業の合計額です。繰越明許費予算額は1億7,660万1,000円、翌年度繰越額は1億6,286万8,348円、既収入特定財源は0円、未収入特定財源は国庫支出金283万円、地方債2,400万円、その他の諸収入4,429万6,000円の計7,112万6,000円、一般財源は9,174万2,348円です。

報告第3号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第13、報告第4号「令和6年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書について」、日程第14、報告第5号「令和6年度清須市水道事業会計予算繰越計算書について」及び日程第15、報告第6号「令和6年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について」の3案件について建設部次長より内容の説明を求めます。

前田建設部次長。

< 建設部次長兼土木課長（前田敬春君）登壇 >

建設部次長兼土木課長（前田敬春君）

建設部次長、前田です。

報告第4号について御説明します。

それでは、タブレットのm o r e N O T Eの設定は1画面表示のまま、市長提出議案等の19ページを御覧ください。

報告第4号

令和6年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書について

翌年度に事故繰越しをした令和6年度清須市一般会計予算について、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

20ページを御覧ください。

令和6年度清須市一般会計事故繰越し繰越計算書です。

8款土木費、4項都市計画費、新清洲駅付近鉄道高架事業、翌年度繰越額942万4,118円は、下本町丸之内線等整備事業に係る用地買収について令和5年度において交渉の遅れにより令和6年度に繰越しをし、地権者による移転等を進めていたものの、移転及び支障物件除去に不測の日数を要したためで、財源は特定財源が国庫支出金432万3,000円と地方債400万円の合計832万3,000円、一般財源は110万1,118円で、令和8年3月末の完了を予定しています。

報告第4号の説明は、以上です。

引き続き報告第5について御説明します。

タブレットのm o r e N O T Eの設定はそのまま1画面表示のまま、市長提出議案等の21ページを御覧ください。

報告第5号

令和6年度清須市水道事業会計予算繰越計算書について

翌年度に繰り越した令和6年度清須市水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

22ページを御覧ください。

令和6年度清須市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1事業です。

1款資本的支出、1項水道施設費、重要給水施設配水管路耐震化事業は配水管路耐震化工事で、国の補正予算に合わせ事業を前倒しして実施するに当たり、工期が不足するため、翌年度繰越額4,970万円、財源は国庫補助金1,113万9,000円と損益勘定留保資金等3,856万1,000円です。9月末の完了を予定しております。

報告第5号の説明は、以上です。

引き続き報告第6号について御説明します。

市長提出議案等の23ページを御覧ください。

報告第6号

令和6年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書について

翌年度に繰り越した令和6年度清須市下水道事業会計予算について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告する。

令和7年6月6日提出

清須市長、永田純夫

24ページを御覧ください。

令和6年度清須市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、全部で4事業です。

1款資本的支出、1項下水道施設費、汚水管渠（きょ）整備事業は、管渠（きょ）整備改良工事及び舗装復旧工事で他事業との調整に不測の日数を要したためで、翌年度繰越額2億7,077万6,000円、財源は企業債、国庫補助金と損益勘定留保資金等です。9月末の完了を予定しております。

土田排水区雨水管渠（きょ）整備事業は、管渠（きょ）整備及び水道管等の移設補償工事で他事業との調整に不測の日数を要したためで、翌年度繰越額1億340万円、財源は企業債、国庫補助金と損益勘定留保資金等です。9月末の完了を予定しております。

堀江ポンプ場ストックマネジメント事業は、ポンプ設備及び電気設備工事で機器の製作に不測の日数を要したためで、翌年度繰越額2億6,226万円、財源は企業債、国庫補助金と損益勘定留保資金等です。来年3月末の完了を予定しております。

豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業は、ポンプ設備及び電気設備工事で機器の製作に不測の日数を要したためで、翌年度繰越額3億1,805万円、財源は企業債、国庫補助金と損益勘定留保資金等です。来年3月末の完了を予定しております。

一番下の合計欄を御覧ください。

予算計上額は9億5,448万6,000円、翌年度繰越額は同額の9億5,448万6,000円、財源内訳は企業債4億9,890万円、国庫補助金2億1,945万円、損益勘定留保資金等2億3,613万6,000円です。

報告第6号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

これで報告第3号から報告第6号までの報告を終わります。

日程第16、発議第3号及び日程第17、発議第4号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、6月13日の本会議において総務常任委員会及び福祉常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

このような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことにして決定いたします。

日程第16、発議第3号「刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）」についてを議題といたします。

提出者であります小崎議員より提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

小崎議員。

< 10番議員（小崎進一君）登壇 >

10番議員（小崎進一君）

議席10番、小崎進一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、発議第3号の内容について説明いたします。

発議第3号

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年6月6日提出

提出者、清須市議会議員、小嶋進一

賛成者、清須市議会議員、浅井泰三、伊藤嘉起、加藤光則、富田雄二、土本千亜紀、齊藤紗綾香、浅妻奈々子

1枚跳ねていただきて、意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書（案）

えん罪は、無実の者を犯罪者として処罰することである。これは、国家による最大の人権侵害の一つである。

えん罪被害者を出さないような捜査権の行使が必要不可欠であることはもとより、えん罪被害者となった者を速やかに救済する制度の構築も非常に重要である。

ところが、現在の法制度においては、捜査機関が保有する証拠の開示及び利用に関する規定がなく、救済を求める者の再審請求を困難としている。そして、これらの証拠の保管及び保存のルールが不十分であり、無罪を示す証拠が廃棄される危険性もある。

また、再審開始決定に対する検察官の不服申立が認められていることにより、審理の長期化が引き起こされている。

さらには、再審請求手続に関する規定が整備されておらず、裁判官による審理のばらつきが生じることによる「再審格差」が生じており、再審制度によって救済を求める者の手続保障が十分に確保されていない。

以上の次第であり、国に対し、えん罪被害者の速やかな救済のため、刑事訴訟法における再審に関する規定の改正により、下記の事項を実現するよう要望する。

記

1、再審請求手続において、捜査機関が保有する証拠の利用を可能とすることも含め、全面的に開示することを可能とする手続の制度化

2、再審開始決定に対する検察官の不服申立を禁止すること。

3、再審請求手続の審理に関する手続規定を明文化すること。

4、証拠の保管及び保存のルールを明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年〇〇月〇〇日

清須市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（成田義之君）

日程第17、発議第4号「性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）」についてを議題といたします。

提出者であります土本議員より提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いをいたします。

土本議員。

< 4番議員（土本千亜紀君）登壇 >

4番議員（土本千亜紀君）

議席4番、土本千亜紀でございます。

議長のお許しをいただきましたので、発議第4号の内容について御説明いたします。

発議第4号

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年6月6日提出

提出者、清須市議会議員、土本千亜紀

賛成者、清須市議会議員、浅井泰三、伊藤嘉起、小崎進一、富田雄二、齊藤紗綾香、浅妻奈々子

1枚跳ねていただいて、意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書（案）

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されているが、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防

止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。

性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。

よって政府は、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

2、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

3、自治体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年〇〇月〇〇日

清須市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、6月10日火曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦労さまでした。

(時に午前10時25分 散会)